

こま
とき
こんなことで困った時は

つべつちょう せいかつ さ ぼーとせんたー
津別町あんしん生活サポートセンターほっと



あんしん生活サポートセンターほっとは、判断能力が十分ではない方が
住み慣れた地域で本人らしく生活できるようお手伝いするセンターです

ほんにん はんだんのうりょく じょうきょう
本人の判断能力の状況



判断能力はあるが日常生活中の判断に不安がある

買い物や契約はほぼできるが判断能力は不十分

重要な契約行為はできないなど判断能力が著しく不十分

買い物や契約行為が全くできないなど判断能力に欠ける

利用する制度

利用できる内容

利用できる人のめやすとお手伝いする人について

ほっと暮らしサポート事業

- ・通帳や銀行印の保管や管理
- ・生活するため必要な支払い

利用できる人のめやす



社会福祉協議会の職員が必要なお支払いの対応など、本人のお金の管理のお手伝いをします。

にちじょうせいかつ日常生活
じりつしえん自立支援
じぎょう事業
(福祉サービス)
利用援助事業)

- ・日常的なお金の管理
- ・福祉サービスの利用のお手伝い
- ・書類の預かり

利用できる人のめやす



生活支援員が定期的に訪問して支払い状況などを確認します。

成年後見制度

法的定義後見

- ・日常的なお金の管理
- ・契約行為
- ・不利益な契約の取消
- ・書類の確認と手続き

利用できる人のめやす

補助 保護 後見

成年後見人等が、本人を法的に支援します。

たとえば…

成年後見人等が代理人としてアパートの契約をすることや高価な商品を買っても成年後見人等が取消できます。

任意後見制度

任意後見契約公正証書に書かれている内容にそってたいおう対応

任意後見契約

任意後見開始(任意後見監督人選任)



自分で財産管理できなくなった時に、任意後見人が代わりに管理します。



つべつちょう 津別町ほっと暮らしサポート事業

本人または親族が、適切にお金を管理できなくなった時に本人、
または親族にかわってお金の管理をお手伝いします。

利用できる人

津別町内に住んでいる高齢者や障がい者等で、本人または、親族が
適切に金銭管理ができない人。また通帳や印鑑を紛失などのため、保管
が必要な人。

お手伝いできる内容

本人の通帳や
印鑑の保管



銀行などでお金を
おろす、振込をする



生活するための
必要な支払い



費用について

利用にあたって、費用はかかりません。



にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう ふくし さーびす りょうえんじょ じぎょう 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

「生活支援員」が訪問し、生活の心配ごとや困りごとの相談を受けながら、福祉サービスの利用の手続きや、生活費の管理のお手伝いをします。

利用できる人

自宅で生活している人や、自宅での生活を予定している高齢者や障がいのある人で、日常生活の判断に不安がある人で、日常生活自立支援事業の援助内容を理解できる人

※医師による認知症の診断や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の有り無しは問いません。

お手伝いできる内容

日常的金銭

管理サービス

公共料金の支払い
や預金からの生活費の
払い戻しなど日常的な
お金の管理のお手伝い
します。



福祉サービス

利用お手伝い

福祉サービスについて
の情報提供や利用手続
きや、利用している福祉
サービスの苦情を解決
するためのお手伝いをし
ます。



大切な書類の

お預かり

預金通帳や証書な
ど、大切な書類を金融
機関の貸金庫（実費負
担）で預かります。



費用について

1回（1時間程度）1,200円かかります。

（生活保護を受けている人は、補助があるので費用はかかりません。）



せいねんこうけんせいと 成年後見制度

知的障がいや精神障がい、認知症などによって、一人で決めることに不安や心配のある人に対して、本人の気持ちを聞きながら、財産を守ることや契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。

利用するには？

① 相談



本人や家族、関係者があんしん生活サポートセンターに相談をします。

③ 家庭裁判所に申立て



本人の住所のある地域の家庭裁判所に書類を提出します。

※申立てできるのは、本人、配偶者、子など4親等以内の親族もしくは、市町村長等です。

釧路家庭裁判所 北見支部
〒090-0065 北見市寿町4丁目
代表 0157-24-8431

② 申立て書類の準備



申立ての書類の準備をします。

(申立て書や戸籍謄本、住民票、成年後見に関する「登記されていない証明書」、診断書、収入印紙などの費用も必要となるため、詳しくは申立てをする家庭裁判所に確認をして下さい。)

④ 成年後見人等の決定



後見人等が決まると、本人の支援が始まります。

成年後見人等はどんな人がなるの？

本人の気持ちや体の状態、生活状況に合わせてお手伝いをする人を家庭裁判所が選びます。例えば、家族や、市民後見人（専門的な研修を受けた地域住民）、福祉や法律の専門家です。

成年後見人等が『できること』と『できないこと』

後見人等ができること

- ・福祉や介護サービスの手続きのお手伝い
- ・内容を理解せずにした契約の取消
- ・入院や施設の入所手続きのお手伝い
- ・日常生活の費用の支払いや
お金の出し入れのお手伝い
- ・定期的な訪問や状況の確認

後見人等ができないこと

- ・食事や掃除、買物などの家事をする。
- ・手術をする、しないなどを決める。
- ・身元引受人や保証人になる。
- ・実際に介護をする。
- ・話し相手になる。



お手伝いでできる範囲

障がいや認知症の程度によって、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、お手伝いでできる範囲が変わります。

対象となる人

受けられる
お手伝いの
範囲

補助

重要な手続き・契約を
ひとりで決めることに
不安がある人

保佐

重要な手続き・契約を
ひとりで決めることが
心配な人

後見

多くの手続き・契約を
ひとりで決めることが
難しい人

報酬について

それぞれのケースに応じて、家庭裁判所が金額を決定し、本人の財産の中から支払われます。



にんいこうけんせいど 任意後見制度

将来、判断能力が低下してきたときのために、財産の管理や施設の入所手続きなど自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

りよう 利用するには

あらかじめ判断能力が低下してきた時に、財産の管理や施設の入所など自分に代わって行う人（任意後見人）と一緒に手伝ってもらう内容を書いた任意後見契約の登記を公証役場でします。

その後、認知症、精神障がいのため、本人がひとりで決めることに不安のある時に、住所のある家庭裁判所に任意後見監督人を選んでもらい、任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で決められた法律行為を本人に代わって行うことができます。

ひよう 費用について

① 公証役場で作成する任意後見契約に必要な金額

公正証書作成の基本手数料や、登記嘱託手数料、印鑑登録証明書
戸籍謄本など おおよそ 30,000円

② 家庭裁判所にお願いする任意後見監督人選任に必要な金額

申立手数料や登記手数料など おおよそ 6,000円

※どちらの場合も、詳しくは公証役場、家庭裁判所に確認をしてください。

北見公証役場

〒090-8509 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル（パラボ）5階
電話 0157-31-2511

つべつちょう せいかつ さ ぼーとせんたー
津別町あんしん生活サポートセンターほっと が行う事業
おこな じぎょう

こうほう ふきゅうけいはつきょう む
広報・普及啓発業務

せいねんこうけんせいど かん じょうほうはっしん こうえんかい けんしゅうかい かいさい ちょうみん かんけい き かん
成年後見制度などに関する情報発信、講演会や研修会の開催など町民や関係機関
かたがた はばひろ こうほう ふきゅうけいはつ おこな
の方々に幅広く広報・普及啓発を行います。

そうだん もうした きょう む
相談・申立て業務

せいねんこうけんせいど りよう ひつよう ひと かぞく しえんしゃ かんけい き かん
成年後見制度などの利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの
そうだん たいおう せいねんこうけんせいど ひつよう ばあい もうした しえん おこな
相談に対応します。また、成年後見制度が必要な場合は、申立て支援を行います。

し みん こう けん にん よう せいぎょう む
市民後見人養成業務

し みん こう けん にん ようせい けんしゅうかい じっし けんしゅう しゅうりょう かた こう けん にん こう
市民後見人を養成するため研修会を実施します。研修を修了した方には、後見人候
ほしや とうろく かていさいばんしょ すいせん し みん こう けん にん かつどう
補者として登録いただき、家庭裁判所へ推薦します。市民後見人には活動できるよう
こう ほう し えん おこな
後方支援を行います。

ほうじん こう けん きょう む
法人後見業務

か ていさいばんしょ けってい もと しゃかいふくしきょうざかい ほうじん こう けん きょう む じゅにん
家庭裁判所の決定に基づき、社会福祉協議会が法人として後見業務を受任します。
し みん こう けん にん とうろく かた ほうじん こう けん し えん いん しゃかいふくしきょうざかい
市民後見人として登録された方は、法人後見支援員として社会福祉協議会の
せんもんいん いっしょ かつどう にな
専門員と一緒に活動を担うこともできます。

つべつちょう せいかつ さ ぼーとせんたー
津別町あんしん生活サポートセンターほっと

【受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始は除きます）】



しゃかいふくしきょうざい
社会福祉法人

〒092-0292

ちょくつうでんわ
直通電話 0152-77-6211 FAX 0152-75-5043

つべつちょうしゃかいふくしきょうざい
津別町社会福祉協議会

あばしりぐんつべつちょうあざさいわいまち ぱんち
網走郡津別町字幸町41番地

ファックス

つべつちょう せいかつ さ ぼーとせんたー つべつちょう いたく う しゃかいふくしきょうざい うんえい
津別町あんしん生活サポートセンターは、津別町からの委託を受けた社会福祉協議会が運営しています。